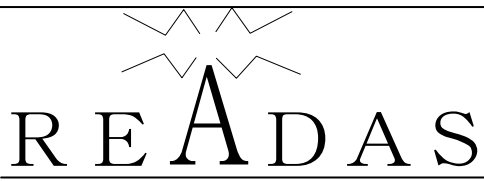


第 4173 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 2月 3日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国税通則法 平成23年改正

Q：国税通則法が、平成23年度の税制改正で改正されるそうですが、どのようになるのですか？

A：納税者権利憲章が策定され、次のような見直しがなされます。

【解説】

国税通則法は、次のような改正がされ、納税者権利憲章が策定され、各種税務手続の明確化が図られます。

- ①税務調査における事前通知
- ②税務職員による質問検査権
- ③税務調査終了後における調査内容の説明
- ④税務調査において申告内容に問題がある場合の修正申告等の勧奨
- ⑤税務調査における終了通知
- ⑥税務調査において納税者から提出された物件の預かり・返還等に関する手続
- ⑦更正の請求期間の延長
- ⑧更正の請求における「事実を証明する書類」の添付の義務化
- ⑨内容虚偽の更正の請求書の提出に対する処罰規定
- ⑩処分の理由附記

(注)納税者権利憲章は、平成23年中に準備が進められ、平成24年1月1日に公表されます。

